

旧頁	旧	新	備考
<p>第1部 第1章第1節 風水害による被災を防ぐ P1</p>	<p>1. 気象等の防災情報に注意する【市民・企業・地域団体等】</p> <p>大雨・洪水等に関する警報・注意報、土砂災害警戒情報などの気象等の防災情報に注意します。</p>  <p>図：段階的に発表される防災気象情報の活用例</p> <p>※気象庁のホームページより引用</p>	<p>1. 気象等の防災情報に注意する【市民・企業・地域団体等】</p> <p>大雨・洪水等に関する警報・注意報、土砂災害警戒情報などの気象等の防災情報に注意します。</p>  <p>図：段階的に発表される防災気象情報の活用例</p> <p>※気象庁のホームページより引用</p>	<p>キキクル（危険度分布）における「黒」の新設、「うす紫」と「濃い紫」の統合</p>
<p>第1部 第1章第1節 風水害による被災を防ぐ P2</p>	<p>3. 内水氾濫から身を守る【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1) 大雨時は、地下やアンダーパスなどの低いところは水が集まりやすく、閉じ込められるおそれがあるため、地下やアンダーパスへの進入は避けます。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>4. 土砂災害から身を守る【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1) 大雨の時は、大雨警報や土砂災害警戒情報に注意します。</p> <p>大雨警報（土砂災害）は、<del>大雨による土砂災害発生のおそれがあるときに</del>、仙台管区气象台が発表します。また、土砂災害警戒情報は、<del>大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに</del>、宮城県と仙台管区气象台が共同で発表する防災情報で、テレビやラジオでも放送されるほか、宮城県や仙台管区气象台のホームページでも確認できます。</p>	<p>3. 内水氾濫から身を守る【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1) 大雨時は、地下やアンダーパスなどの低いところは水が集まりやすく、閉じ込められるおそれがあるため、地下やアンダーパスへの進入は避けます。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>4. 土砂災害から身を守る【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1) 大雨の時は、大雨警報や土砂災害警戒情報に注意します。</p> <p>大雨警報（土砂災害）は、<u>大雨により重大な土砂災害が発生するおそれがあると予想されたときに</u>、仙台管区气象台が発表します。また、土砂災害警戒情報は、<u>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに</u>、宮城県と仙台管区气象台が共同で発表します。大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報は、テレビやラジオでも放送されるほか、宮城県や仙台管区气象台のホームページでも確認できます。</p>	<p>文言の統一</p> <p>記載の適正化</p>

旧頁	旧	新	備考																																								
第1部 第1章第8節 交通・ライフライン等に関する情報入手する P27	<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px;"> <p><b>【参考】市や防災関係機関の取り組み</b></p> <p>1～3. 略</p> <p>4. ガス施設に関する広報            災害発生時には、供給停止状況、復旧見込み及び市民の協力が必要となる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行うとともに、ホームページにより周知します。また、供給停止地区には、広報車を出勤させて市民にきめ細かな情報提供を行い、二次災害の防止に努めます。</p> </div>	<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px;"> <p><b>【参考】市や防災関係機関の取り組み</b></p> <p>1～3. 略</p> <p>4. ガス施設に関する広報            災害発生時には、供給停止状況、復旧見込み及び市民の協力が必要となる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行うとともに、<u>ガス局</u>ホームページにより周知します。また、供給停止地区には、広報車を出勤させて市民にきめ細かな情報提供を行い、二次災害の防止に努めます。</p> </div>	ホームページの明確化																																								
第1部 第2章第4節 避難計画 P51-53	<p>2. 避難情報の発令等〔災対本部事務局、経済部、都市整備部、消防部、区本部〕</p> <p>(1) 避難情報の区分及び発令基準            災害対策基本法第56条及び第60条に基づく避難情報の発令は、次の区分により実施する。</p> <table border="1" data-bbox="385 934 1389 1869"> <thead> <tr> <th></th> <th>高齢者等避難</th> <th>避難指示</th> <th>緊急安全確保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>洪水（その他河川（中小河川））</td> <td>発令基準 -</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸透、侵食による堤防の変状が発見され、かつ洪水キキクル（気象庁ホームページ洪水警報の危険度分布）で<del>黄</del>紫が表示されている場合</li> <li>・浸透、侵食による堤防の異常な変状が確認された場合</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水位が氾濫開始水位に到達するおそれがある場合。（危機管理型水位計が設置されている場合に限る。）</li> <li>・異常な浸透、侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合。</li> <li>・その他氾濫の発生が確認された場合。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>対象地域 -</td> <td colspan="2">○洪水浸水想定区域（水防法第14条）を基本とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	略				洪水（その他河川（中小河川））	発令基準 -	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸透、侵食による堤防の変状が発見され、かつ洪水キキクル（気象庁ホームページ洪水警報の危険度分布）で<del>黄</del>紫が表示されている場合</li> <li>・浸透、侵食による堤防の異常な変状が確認された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位が氾濫開始水位に到達するおそれがある場合。（危機管理型水位計が設置されている場合に限る。）</li> <li>・異常な浸透、侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合。</li> <li>・その他氾濫の発生が確認された場合。</li> </ul>		対象地域 -	○洪水浸水想定区域（水防法第14条）を基本とする。		略				<p>2. 避難情報の発令等〔災対本部事務局、経済部、都市整備部、消防部、区本部〕</p> <p>(1) 避難情報の区分及び発令基準            災害対策基本法第56条及び第60条に基づく避難情報の発令は、次の区分により実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1528 934 2531 1869"> <thead> <tr> <th></th> <th>高齢者等避難</th> <th>避難指示</th> <th>緊急安全確保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>洪水（その他河川（中小河川））</td> <td>発令基準 -</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸透、侵食による堤防の変状が発見され、かつ洪水キキクル（気象庁ホームページ洪水警報の危険度分布）で紫が表示されている場合</li> <li>・浸透、侵食による堤防の異常な変状が確認された場合</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水位が氾濫開始水位に到達するおそれがある場合。（危機管理型水位計が設置されている場合に限る。）</li> <li>・異常な浸透、侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合。</li> <li>・その他氾濫の発生が確認された場合。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>対象地域 -</td> <td colspan="2">○洪水浸水想定区域（水防法第14条）を基本とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	略				洪水（その他河川（中小河川））	発令基準 -	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸透、侵食による堤防の変状が発見され、かつ洪水キキクル（気象庁ホームページ洪水警報の危険度分布）で紫が表示されている場合</li> <li>・浸透、侵食による堤防の異常な変状が確認された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位が氾濫開始水位に到達するおそれがある場合。（危機管理型水位計が設置されている場合に限る。）</li> <li>・異常な浸透、侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合。</li> <li>・その他氾濫の発生が確認された場合。</li> </ul>		対象地域 -	○洪水浸水想定区域（水防法第14条）を基本とする。		略				キキクル（危険度分布）の表示の見直しに伴う修正
	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保																																								
略																																											
洪水（その他河川（中小河川））	発令基準 -	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸透、侵食による堤防の変状が発見され、かつ洪水キキクル（気象庁ホームページ洪水警報の危険度分布）で<del>黄</del>紫が表示されている場合</li> <li>・浸透、侵食による堤防の異常な変状が確認された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位が氾濫開始水位に到達するおそれがある場合。（危機管理型水位計が設置されている場合に限る。）</li> <li>・異常な浸透、侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合。</li> <li>・その他氾濫の発生が確認された場合。</li> </ul>																																								
	対象地域 -	○洪水浸水想定区域（水防法第14条）を基本とする。																																									
略																																											
	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保																																								
略																																											
洪水（その他河川（中小河川））	発令基準 -	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸透、侵食による堤防の変状が発見され、かつ洪水キキクル（気象庁ホームページ洪水警報の危険度分布）で紫が表示されている場合</li> <li>・浸透、侵食による堤防の異常な変状が確認された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位が氾濫開始水位に到達するおそれがある場合。（危機管理型水位計が設置されている場合に限る。）</li> <li>・異常な浸透、侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合。</li> <li>・その他氾濫の発生が確認された場合。</li> </ul>																																								
	対象地域 -	○洪水浸水想定区域（水防法第14条）を基本とする。																																									
略																																											

旧頁	旧	新	備考								
第1部 第2章第4節 避難計画 P55-57	(2) 実施責任者 (中略) ア 略 イ その他の機関による代行（災害対策基本法第60条及び第61条）  (中略) (5) 報告・通知 ア 知事への報告 市長は、避難情報を発令したとき、警察官等から避難情報を発令した旨の通知を受けたとき又は解除したときは、直ちに宮城県知事に報告する。	(2) 実施責任者 (中略) ア 略 イ その他の機関による代行（災害対策基本法第60条及び第61条） <u>本市以外の機関が行う避難の指示等は、下記の実施者において関係法令に基づき実施することができる（資料6-5参照）。</u> (中略) (5) 報告・通知 ア 知事への報告 市長は、避難情報を発令したとき、 <u>解除したとき又は警察官等から避難の指示をした旨</u> の通知を受けたときは、直ちに宮城県知事に報告する。	その他の機関が市長の権限を代行する内容について説明を追記  災害対策基本法第61条に基づいた記載の見直し								
第1部 第2章第4節 避難計画 P59-60	3. 避難の誘導〔消防部、区本部、宮城県警察本部〕 (中略) (4) 警察の措置 ア 警察署長は、市長等が発令する避難情報について、必要な助言と協力を行う。 イ 略	3. 避難の誘導〔消防部、区本部、宮城県警察本部〕 (中略) (4) 警察の措置 ア 警察署長は、市長等が行う避難の指示について、必要な助言と協力を行う。 イ 略	記載の適正化								
第1部 第2章第7節 災害情報の収集伝達計画 P66-69	1. 災害情報の収集・伝達 (中略) (2) 災対本部が行う情報収集 ア～イ 略 ウ 各種システムによる情報収集 <各種システムを通じて得られる情報> <table border="1" data-bbox="379 1331 1400 1921"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>               仙台市防災気象情報システム                (民間気象情報)                 [庁内LAN端末]                ・庁内LAN端末設置各課公所             </td> <td>               ○ 観測雨量状況図                市内18ヶ所(※)の雨量観測所の10分雨量、時間雨量及び連続雨量を地図上で表示                ○ 観測雨量日報(10分)                市内18ヶ所(※)の雨量観測所の10分雨量及び日積算雨量を表で表示                ○ 観測雨量日報(正時)                市内18ヶ所(※)の雨量観測所の時間雨量及び日積算雨量を表で表示                 ※ 仙台、泉ヶ岳、新川                青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、河原町出張所、太白消防署、中田出張所、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所             </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	仙台市防災気象情報システム (民間気象情報)  [庁内LAN端末] ・庁内LAN端末設置各課公所	○ 観測雨量状況図 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の10分雨量、時間雨量及び連続雨量を地図上で表示 ○ 観測雨量日報(10分) 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の10分雨量及び日積算雨量を表で表示 ○ 観測雨量日報(正時) 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の時間雨量及び日積算雨量を表で表示  ※ 仙台、泉ヶ岳、新川 青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、河原町出張所、太白消防署、中田出張所、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所	1. 災害情報の収集・伝達 (中略) (2) 災対本部が行う情報収集 ア～イ 略 ウ 各種システムによる情報収集 <各種システムを通じて得られる情報> <table border="1" data-bbox="1525 1331 2546 1921"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>               仙台市防災気象情報システム                (民間気象情報)                 [庁内LAN端末]                ・庁内LAN端末設置各課公所             </td> <td>               ○ 観測雨量状況図                市内18ヶ所(※)の雨量観測所の10分雨量、時間雨量及び連続雨量を地図上で表示                ○ 観測雨量日報(10分)                市内18ヶ所(※)の雨量観測所の10分雨量及び日積算雨量を表で表示                ○ 観測雨量日報(正時)                市内18ヶ所(※)の雨量観測所の時間雨量及び日積算雨量を表で表示                 ※ 仙台、泉ヶ岳、新川                青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、河原町出張所、太白消防署、中田出張所、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所             </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	仙台市防災気象情報システム (民間気象情報)  [庁内LAN端末] ・庁内LAN端末設置各課公所	○ 観測雨量状況図 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の10分雨量、時間雨量及び連続雨量を地図上で表示 ○ 観測雨量日報(10分) 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の10分雨量及び日積算雨量を表で表示 ○ 観測雨量日報(正時) 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の時間雨量及び日積算雨量を表で表示  ※ 仙台、泉ヶ岳、新川 青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、河原町出張所、太白消防署、中田出張所、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所	
種 類	内 容										
仙台市防災気象情報システム (民間気象情報)  [庁内LAN端末] ・庁内LAN端末設置各課公所	○ 観測雨量状況図 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の10分雨量、時間雨量及び連続雨量を地図上で表示 ○ 観測雨量日報(10分) 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の10分雨量及び日積算雨量を表で表示 ○ 観測雨量日報(正時) 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の時間雨量及び日積算雨量を表で表示  ※ 仙台、泉ヶ岳、新川 青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、河原町出張所、太白消防署、中田出張所、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所										
種 類	内 容										
仙台市防災気象情報システム (民間気象情報)  [庁内LAN端末] ・庁内LAN端末設置各課公所	○ 観測雨量状況図 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の10分雨量、時間雨量及び連続雨量を地図上で表示 ○ 観測雨量日報(10分) 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の10分雨量及び日積算雨量を表で表示 ○ 観測雨量日報(正時) 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の時間雨量及び日積算雨量を表で表示  ※ 仙台、泉ヶ岳、新川 青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、河原町出張所、太白消防署、中田出張所、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所										



旧頁	旧		新		備考
第1部 第2章第7節 災害情報の収集伝達計画 P69-70		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ アメダス情報</li> <li>○ レーダーアメダス合成図</li> <li>○ 台風情報</li> <li>○ <del>ひまわり</del>衛星画像</li> <li>○ 気象等注意報・警報</li> <li>○ 実況天気図</li> <li>○ 予想天気図</li> <li>○ 短期・週間予報</li> <li>○ 気象レーダー情報</li> <li>○ 局地予報（天気、降水量、気温、風向風速等）</li> <li>○ 落雷情報</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ アメダス情報</li> <li>○ レーダーアメダス合成図</li> <li>○ 台風情報</li> <li>○ <u>気象</u>衛星画像</li> <li>○ 気象等注意報・警報</li> <li>○ 実況天気図</li> <li>○ 予想天気図</li> <li>○ 短期・週間予報</li> <li>○ 気象レーダー情報</li> <li>○ 局地予報（天気、降水量、気温、風向風速等）</li> <li>○ 落雷情報</li> </ul>	用語の統一
	宮城県総合防災情報システム (MIDORI 情報)  [システム管理課] ・宮城県復興・危機管理総務課  [端末設置部署等] ・災害情報センター (青葉区役所4階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災気象情報（気象特別警報・警報・注意報・防災情報）</li> <li>○ 指定河川洪水予報</li> <li>○ 土砂災害警戒情報</li> <li>○ 気象観測情報               <ul style="list-style-type: none"> <li>・アメダス降水量</li> <li>・アメダス時間降水量</li> <li>・気温、日照、風速等</li> </ul> </li> <li>○ 河川観測情報（宮城県河川流域情報システム(MIRAI)とリンク）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨量情報</li> <li>・水位情報</li> </ul> </li> </ul>	宮城県総合防災情報システム (MIDORI 情報)  [システム管理課] ・宮城県復興・危機管理総務課  [端末設置部署等] ・災害情報センター (青葉区役所4階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災気象情報（<u>気象等に関する</u>特別警報・警報・注意報・防災情報）</li> <li>○ 指定河川洪水予報</li> <li>○ 土砂災害警戒情報</li> <li>○ 気象観測情報               <ul style="list-style-type: none"> <li>・アメダス降水量</li> <li>・アメダス時間降水量</li> <li>・気温、日照、風速等</li> </ul> </li> <li>○ 河川観測情報（宮城県河川流域情報システム(MIRAI)とリンク）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨量情報</li> <li>・水位情報</li> </ul> </li> </ul>	記載の適正化
	略	略	略	略	
	気象庁ホームページ [システム管理機関] ・気象庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象特別警報・警報・注意報</li> <li>○ 流域雨量指数の予測値</li> <li>○ 台風情報</li> <li>○ 早期注意情報（警報級の可能性）</li> <li>○ 気象情報</li> <li>○ 指定河川洪水予報</li> <li>○ 土砂災害警戒情報</li> <li>○ 気象衛星画像</li> <li>○ 天気図</li> <li>○ ナウキャスト（雨雲の動き・雷・竜巻）</li> <li>○ 天気予報・週間天気予報</li> <li>○ 潮位情報</li> <li>○ 気象観測値（雨量、風向・風速、降雪量等）</li> <li>○ キキクル（危険度分布）</li> </ul>	気象庁ホームページ [システム管理機関] ・気象庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>気象等に関する</u>特別警報・警報・注意報</li> <li>○ 流域雨量指数の予測値</li> <li>○ 台風情報</li> <li>○ 早期注意情報（警報級の可能性）</li> <li>○ 気象情報</li> <li>○ 指定河川洪水予報</li> <li>○ 土砂災害警戒情報</li> <li>○ 気象衛星画像</li> <li>○ 天気図</li> <li>○ ナウキャスト（雨雲の動き・雷・竜巻）</li> <li>○ 天気予報・週間天気予報</li> <li>○ 潮位情報</li> <li>○ 気象観測値（雨量、風向・風速、降雪量等）</li> <li>○ キキクル（危険度分布）</li> </ul>	記載の適正化

旧頁	旧	新	備考																										
<p>第1部 第2章第7節 災害情報の収集伝達計画 P73</p>	<p>3. 指定河川洪水予報</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 指定河川洪水予報の種類</p> <table border="1" data-bbox="350 405 1430 1018"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の<b>状態</b>が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生<del>への</del>対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスク再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	略	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の <b>状態</b> が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生 <del>への</del> 対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	氾濫警戒情報	略	洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスク再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	<p>3. 指定河川洪水予報</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 指定河川洪水予報の種類</p> <table border="1" data-bbox="1495 405 2576 1081"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の<b>状況</b>が継続しているとき、<u>または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u>に発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生<b>に対する</b>対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの<b>再確認等</b>、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※名取川と広瀬川については、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測された場合には、臨時の指定河川洪水予報が発表される。なお、この情報は、宮城県気象情報としても発表される。</u></p>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	略	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の <b>状況</b> が継続しているとき、 <u>または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> に発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生 <b>に対する</b> 対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	氾濫警戒情報	略	洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの <b>再確認等</b> 、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	<p>指定河川洪水予報の見直しに伴う基準の追加</p> <p>記載の適正化</p> <p>指定河川洪水予報に関する情報の追加</p>
種類	標題	概要																											
洪水警報	氾濫発生情報	略																											
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の <b>状態</b> が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生 <del>への</del> 対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																											
	氾濫警戒情報	略																											
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスク再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																											
種類	標題	概要																											
洪水警報	氾濫発生情報	略																											
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の <b>状況</b> が継続しているとき、 <u>または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> に発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生 <b>に対する</b> 対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																											
	氾濫警戒情報	略																											
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの <b>再確認等</b> 、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																											
<p>第1部 第2章第7節 災害情報の収集伝達計画 P79</p>	<p>10. 通信手段の確保</p> <p>災害発生時の情報伝達には、既存の通信設備を効率的に活用し、迅速かつ的確な情報の伝達を図る。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 無線通信網の利用</p> <p>有線回線での通信と併せて、以下の無線網を活用する。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 県防災行政用無線</p> <p>県防災行政用無線は、県<b>及び</b>県内市町村との通信に使用する。<del>また、市町村局の整備を検討する。</del></p> <p>ウ 地域衛星通信ネットワーク</p> <p>地域衛星通信ネットワークは、各都道府県、市町村及び防災関係機関との通信に使用する。<del>また、市町村局の整備を検討する。</del></p> <p>(5)～(6) 略</p>	<p>10. 通信手段の確保</p> <p>災害発生時の情報伝達には、既存の通信設備を効率的に活用し、迅速かつ的確な情報の伝達を図る。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 無線通信網の利用</p> <p>有線回線での通信と併せて、以下の無線網を活用する。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 県防災行政用無線</p> <p>県防災行政用無線は、県、<u>県内市町村、消防機関及び防災関係機関</u>との通信に使用する。</p> <p>ウ 地域衛星通信ネットワーク</p> <p>地域衛星通信ネットワークは、各都道府県、市町村、<u>消防機関</u>及び防災関係機関との通信に使用する。</p> <p>(5)～(6) 略</p>	<p>現況を反映</p>																										

旧頁	旧	新	備考
<p>第1部 第2章第15節 緊急輸送計画 P127-128</p>	<p>3. 道路交通の確保〔市民部、建設部、区本部、宮城県警察本部〕</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 道路啓開等の実施 (中略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 公安委員会による緊急交通路の指定</p> <p>県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等の箇所を考慮の上、被災地区外からの応援や緊急物資輸送を主に位置づけられた道路で、災害発生時には緊急通行車両、規制除外車両のうち自衛隊車両等及び人命救助、輸送施設等の応急復旧等の事前届出確認済車両以外の一般車両の通行を規制する全国規模のネットワークとして構成する路線。</p> <p>イ～ウ 略</p> </div>	<p>3. 道路交通の確保〔市民部、建設部、区本部、宮城県警察本部〕</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 道路啓開等の実施 (中略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 公安委員会による緊急交通路の指定</p> <p><u>大規模災害発生時、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急通行車両及び規制除外車両以外の一般車両の通行を公安委員会が規制した道路の区間。</u></p> <p>イ～ウ 略</p> </div>	<p>災害対策基本法第76条に基づいた記載の見直し</p>
<p>第1部 第2章第15節 緊急輸送計画 P129</p>	<p>4. 輸送車両等の確保〔財政部、経済部、会計部、消防部、交通部〕</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 緊急通行車両の確認</p> <p>災害対策基本法に基づき、<del>緊急輸送を行う車両</del>以外の車両通行の禁止又は制限がなされた場合は、次により緊急通行車両確認証明書及び確認標章を受ける。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 事前届出済証の交付を受けていない車両については、所管する各部及び各区本部で<u>緊急通行車両等確認申請書</u>、自動車検査証及び輸送協定書その他当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（指定行政機関等の上申書等）により管轄の警察署に申請し、交付を受ける。<del>なお、申請に当たっては、「大規模災害に伴う交通規制実施要領」に定める別記様式第1号を2枚作成し、管轄の警察署に申請するものとする。</del></p> <p>ウ 財政部が調達した車両については、財政部で<u>緊急通行車両等確認申請書</u>により、上記イと同様に管轄の警察署に申請し、交付を受ける。</p>	<p>4. 輸送車両等の確保〔財政部、経済部、会計部、消防部、交通部〕</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 緊急通行車両の確認</p> <p>災害対策基本法に基づき、<u>緊急通行車両及び規制除外車両</u>以外の車両通行の禁止又は制限がなされた場合は、次により緊急通行車両確認証明書及び確認標章を受ける。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 事前届出済証の交付を受けていない車両については、所管する各部及び各区本部で<u>緊急通行車両確認証明書</u>、自動車検査証及び輸送協定書その他当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（指定行政機関等の上申書等）により管轄の警察署<u>等</u>に申請し、交付を受ける。</p> <p>ウ 財政部が調達した車両については、財政部で<u>緊急通行車両確認証明書</u>により、上記イと同様に管轄の警察署<u>等</u>に申請し、交付を受ける。</p>	<p>災害対策基本法第76条に基づいた記載の見直し</p> <p>記載の適正化</p>
<p>第1部 第2章第20節 災害救助法適用計画 P153</p>	<p>4. 災害救助法の適用基準</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 災害救助法に基づく救助が行われる範囲の災害</p> <p>ア～オ 略</p>	<p>4. 災害救助法の適用基準</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 災害救助法に基づく救助が行われる範囲の災害</p> <p>ア～オ 略</p> <p><u>カ 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、仙台市がその所管区域となり、市内で被害を受けるおそれがある場合【災害救助法第2条第2項】</u></p>	<p>災害救助法の一部改正に伴う記載の追加</p>

旧頁	旧	新	備考												
<p>第1部 第2章第21節 行方不明者の 捜索・遺体の 収容等に関する 計画 P157-158</p>	<p>3. 遺体の収容、検視・検案及び処理〔健康福祉部、区本部、宮城海上保安部、宮城県警察本部〕</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 遺体処理の対象及び取扱い 遺体処理の対象者は遺体安置所に搬送された遺体とし、仙台市は、遺体安置のため、必要な棺やドライアイスの確保等の支援に努める。</p> <p>(7) 遺体の洗浄等 ア 略 イ 遺体は納棺し、損傷が大きい場合は、毛布で覆う等死者の尊厳を保てるような措置を行う。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 遺体の一時保存 ア 略 イ 棺及びドライアイスは生活衛生班が関係各業者と調整し、調達する。</p>	<p>3. 遺体の収容、検視・検案及び処理〔健康福祉部、区本部、宮城海上保安部、宮城県警察本部〕</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 遺体処理の対象及び取扱い 遺体処理の対象者は遺体安置所に搬送された遺体とし、仙台市は、遺体安置のため、必要な棺や納体袋、ドライアイスの確保等の支援に努める。</p> <p>(7) 遺体の洗浄等 ア 略 イ 遺体は納棺し、損傷が大きい場合等は、毛布で覆う、納体袋に納める等死者の尊厳を保てるような措置を行う。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 遺体の一時保存 ア 略 イ 棺、納体袋及びドライアイスは生活衛生班が関係各業者と調整し、調達する。</p>	<p>納体袋の追記</p>												
<p>第1部 第2章第22節 応援協力要請 (受援)計画 P164</p>	<p>4. 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自衛隊の部隊の担当地域 自衛隊が地震の震度に応じて担任する仙台市域は、次表のとおりとなっている。</p> <table border="1" data-bbox="388 1136 1448 1451"> <thead> <tr> <th>災害派遣の発動条件</th> <th>指定部隊等の長 (要請通知先)</th> <th>仙台市の区域担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要がある場合 (自衛隊法第83条)</td> <td>第22 即応機動連隊 (第22 即応機動連隊第3科)</td> <td>原則第22 即応機動連隊が対応に当たる。 <del>状況に応じて第6師団長の指揮下で東北方面特科隊が応援に当たる。</del></td> </tr> </tbody> </table>	災害派遣の発動条件	指定部隊等の長 (要請通知先)	仙台市の区域担当	天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要がある場合 (自衛隊法第83条)	第22 即応機動連隊 (第22 即応機動連隊第3科)	原則第22 即応機動連隊が対応に当たる。 <del>状況に応じて第6師団長の指揮下で東北方面特科隊が応援に当たる。</del>	<p>4. 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自衛隊の部隊の担当地域 自衛隊が地震の震度に応じて担任する仙台市域は、次表のとおりとなっている。</p> <table border="1" data-bbox="1531 1136 2591 1409"> <thead> <tr> <th>災害派遣の発動条件</th> <th>指定部隊等の長 (要請通知先)</th> <th>仙台市の区域担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要がある場合 (自衛隊法第83条)</td> <td>第22 即応機動連隊 (第22 即応機動連隊第3科)</td> <td>原則第22 即応機動連隊が対応に当たる。</td> </tr> </tbody> </table>	災害派遣の発動条件	指定部隊等の長 (要請通知先)	仙台市の区域担当	天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要がある場合 (自衛隊法第83条)	第22 即応機動連隊 (第22 即応機動連隊第3科)	原則第22 即応機動連隊が対応に当たる。	<p>東北方面特科隊の廃止に伴う修正</p>
災害派遣の発動条件	指定部隊等の長 (要請通知先)	仙台市の区域担当													
天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要がある場合 (自衛隊法第83条)	第22 即応機動連隊 (第22 即応機動連隊第3科)	原則第22 即応機動連隊が対応に当たる。 <del>状況に応じて第6師団長の指揮下で東北方面特科隊が応援に当たる。</del>													
災害派遣の発動条件	指定部隊等の長 (要請通知先)	仙台市の区域担当													
天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要がある場合 (自衛隊法第83条)	第22 即応機動連隊 (第22 即応機動連隊第3科)	原則第22 即応機動連隊が対応に当たる。													
<p>第1部 第2章第26節 応急給水・水道復旧計画 P183</p>	<p>8. 応急給水補完対策〔環境部、各部、区本部〕</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 井戸水の活用 災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活水の確保が重要である。災害時における地域の生活水の確保という観点から、現に有効に使用されている事業用・個人所有の井戸を「災害応急用井戸」として登録し、活用する。</p>	<p>8. 応急給水補完対策〔環境部、各部、区本部〕</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 井戸水の活用 災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活水の確保が重要である。災害時における地域の生活水の確保という観点から、現に有効に使用されている事業用・個人所有の井戸を「災害応急用井戸」として登録し、活用する。</p>													



旧頁	旧	新	備考																												
第1部 第2章第26節 応急給水・水道復旧計画 P183	<p style="text-align: center;"><b>&lt;災害応急用井戸登録数&gt;</b></p> <p style="text-align: center;">令和 <del>3</del>年9月30日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区</th> <th>宮城野区</th> <th>若林区</th> <th>太白区</th> <th>泉区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録井戸数</td> <td><del>133</del></td> <td>46</td> <td><del>61</del></td> <td><del>34</del></td> <td><del>29</del></td> <td><del>293</del></td> </tr> </tbody> </table>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	<del>133</del>	46	<del>61</del>	<del>34</del>	<del>29</del>	<del>293</del>	<p style="text-align: center;"><b>&lt;災害応急用井戸登録数&gt;</b></p> <p style="text-align: center;">令和 <u>4</u>年9月30日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区</th> <th>宮城野区</th> <th>若林区</th> <th>太白区</th> <th>泉区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録井戸数</td> <td><u>132</u></td> <td>46</td> <td><u>50</u></td> <td><u>38</u></td> <td><u>30</u></td> <td><u>296</u></td> </tr> </tbody> </table>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	<u>132</u>	46	<u>50</u>	<u>38</u>	<u>30</u>	<u>296</u>	時点更新
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	<del>133</del>	46	<del>61</del>	<del>34</del>	<del>29</del>	<del>293</del>																									
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	<u>132</u>	46	<u>50</u>	<u>38</u>	<u>30</u>	<u>296</u>																									
第1部 第2章第28節 電気通信施設災害応急計画 P186	<p><b>1. 応急対策の内容</b></p> <p>通信施設の被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため。次の各号の措置をとる。</p> <p>ア 非常用可搬<del>形交換</del>装置の出動</p> <p>イ～エ 略</p>	<p><b>1. 応急対策の内容</b></p> <p>通信施設の被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため。次の各号の措置をとる。</p> <p>ア 非常用可搬<u>型加入者収容</u>装置の出動</p> <p>イ～エ 略</p>	記載の適正化																												
第1部 第2章第29節 ガス施設災害応急計画 P187	<p><b>1. 災害時の要員確保</b></p> <p>「仙台市ガス局災害対策要綱」により、被害状況に応じた配備をとるとともに、必要に応じて仙台ガス工事協同組合を通じるなどして、仙台市が公認するガス工事人各社へ応援を要請する。</p> <p>なお、本市の単独復旧が困難と判断された場合は、<del>「非常事態における応援要綱」(日本ガス協会)</del>に基づき、一般社団法人日本ガス協会を通じ、他のガス事業者へ応援要請を行う。</p>	<p><b>1. 災害時の要員確保</b></p> <p>「仙台市ガス局災害対策要綱」により、被害状況に応じた配備をとるとともに、必要に応じて仙台ガス工事協同組合を通じるなどして、仙台市が公認するガス工事人各社へ応援を要請する。</p> <p>なお、本市の単独復旧が困難と判断された場合は、<u>「災害時連携計画」</u>に基づき、一般社団法人日本ガス協会を通じ、他のガス事業者へ応援要請を行う。</p>	ガス事業法の改正に伴う修正																												
第1部 第2章第29節 ガス施設災害応急計画 P187	<p><b>4. 広報活動</b></p> <p>あらかじめ報道機関に協力要請を行っておくマイコンメーターの復帰方法のほか、供給停止状況、復旧見込み及び市民の協力が必要となる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行うとともに、ホームページにより周知する。</p> <p>また、供給停止地区には、広報車を出動させて市民にきめ細かな情報提供を行い、二次災害の防止に努める。</p>	<p><b>4. 広報活動</b></p> <p>あらかじめ報道機関に協力要請を行っておくマイコンメーターの復帰方法のほか、供給停止状況、復旧見込み及び市民の協力が必要となる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行うとともに、<u>ガス局</u>ホームページにより周知する。</p> <p>また、供給停止地区には、広報車を出動させて市民にきめ細かな情報提供を行い、二次災害の防止に努める。</p>	ホームページの明確化																												
第1部 第2章第33節 住宅応急対策計画 P195	<p><b>1. 実施機関及び担当業務</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び<del>審査</del>に関する事 ・ 応急仮設住宅の入退去等の管理に関する事</td> </tr> <tr> <td>財政部</td> <td>(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地の<del>確保</del>リストアップに関する事 (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事</td> </tr> <tr> <td>市民部</td> <td>(<del>地域支援班</del>) ・ 技能職団体への協力要請に関する事</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>(庶務班) ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	総務部	(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び <del>審査</del> に関する事 ・ 応急仮設住宅の入退去等の管理に関する事	財政部	(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地の <del>確保</del> リストアップに関する事 (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事	市民部	( <del>地域支援班</del> ) ・ 技能職団体への協力要請に関する事	(中略)	(中略)	都市整備部	(庶務班) ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に	<p><b>1. 実施機関及び担当業務</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び<u>受付</u>に関する事 ・ 応急仮設住宅の入退去等の管理に関する事</td> </tr> <tr> <td>財政部</td> <td>(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地のリストアップに関する事 (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事</td> </tr> <tr> <td>市民部</td> <td>(<u>生活安全安心班</u>) ・ 技能職団体への協力要請に関する事</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>(庶務班) ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	総務部	(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び <u>受付</u> に関する事 ・ 応急仮設住宅の入退去等の管理に関する事	財政部	(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地のリストアップに関する事 (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事	市民部	( <u>生活安全安心班</u> ) ・ 技能職団体への協力要請に関する事	(中略)	(中略)	都市整備部	(庶務班) ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に	担当業務の整理に伴う修正    組織改正に伴う修正				
実施機関	担当業務																														
総務部	(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び <del>審査</del> に関する事 ・ 応急仮設住宅の入退去等の管理に関する事																														
財政部	(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地の <del>確保</del> リストアップに関する事 (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事																														
市民部	( <del>地域支援班</del> ) ・ 技能職団体への協力要請に関する事																														
(中略)	(中略)																														
都市整備部	(庶務班) ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に																														
実施機関	担当業務																														
総務部	(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び <u>受付</u> に関する事 ・ 応急仮設住宅の入退去等の管理に関する事																														
財政部	(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地のリストアップに関する事 (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事																														
市民部	( <u>生活安全安心班</u> ) ・ 技能職団体への協力要請に関する事																														
(中略)	(中略)																														
都市整備部	(庶務班) ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に																														



旧頁	旧		新		備考
<p>第1部 第2章第33節 住宅応急対策 計画 P195</p>		<p>関すること (公共建築班) ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所の選定に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設及び解体に関する事 ・ プレハブ協会等関係団体への協力要請に関する事 ・ 災害公営住宅の建設に関する事 (住宅政策班) ・ 応急仮設住宅供与の必要性の判断の支援に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備の総括に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所及び当該場所における建設戸数の決定に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設用地の提供受入れに関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ公営住宅等)として供与可能な住宅の情報収集・受入れに関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の施設の維持管理に関する事 ・ 市営住宅の保全及び入居者の保護に関する事 ・ 災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する指定管理者との連絡調整に関する事 ・ 被災者の市営住宅への入居に関する事 ・ 災害公営住宅の計画及び整備に関する事 ・ 災害公営住宅の入退去及び維持管理に関する事</p>		<p>関すること (公共建築班) ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所の確保及び選定に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設及び解体に関する事 ・ プレハブ協会等関係団体への協力要請に関する事 ・ 災害公営住宅の建設に関する事 (住宅政策班) ・ 応急仮設住宅供与の必要性の判断の支援に関する事 ・ <u>応急仮設住宅の必要戸数の決定の支援に関する事</u> ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備の総括に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所及び当該場所における建設戸数の決定に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設用地の提供受入れに関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ公営住宅等)として供与可能な住宅の情報収集・受入れに関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の施設の維持管理に関する事 ・ 市営住宅の保全及び入居者の保護に関する事 ・ 災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する指定管理者との連絡調整に関する事 ・ 被災者の市営住宅への入居に関する事 ・ 災害公営住宅の計画及び整備に関する事 ・ 災害公営住宅の入退去及び維持管理に関する事</p>	<p>担当業務の整理 に伴う修正  担当業務の整理 に伴う修正</p>
<p>第1部 第2章第33節 住宅応急対策 計画 P200</p>	<p>5. 建設型応急住宅〔財政部、健康福祉部、都市整備部〕 (中略) (2) 建設用地の確保及び選定 財政部は、建設型応急住宅の建設が可能と思われる<del>市有地のリストの更新を適宜行う</del>。 都市整備部は、<del>建設用地の現地調査により</del>、インフラ整備状況を把握<del>しておくとともに</del>、被災地との地理的關係や周辺の生活環境等を考慮して、建設用地の選定を行う。 <del>災害後に</del>民間企業等から建設用地提供の申出があった場合は、都市整備部で受付を行い、敷地の範囲や敷地面積、所有者等を確認後、提供受付リストを作成する。  (3) 略</p>	<p>5. 建設型応急住宅〔財政部、健康福祉部、都市整備部〕 (中略) (2) 建設用地の確保及び選定 財政部は、建設型応急住宅の建設が可能と思われる<u>国有地のリストが国から提供された場合、当該リストを都市整備部へ提供する</u>。 都市整備部は、<u>平時に建設候補地台帳を整備し、建設候補地の現地調査等により</u>、インフラ整備状況を把握する。<u>災害発生後</u>、被災地との地理的關係や周辺の生活環境等を考慮して、建設用地の選定を行う。 <u>また</u>、民間企業等から建設用地提供の申出があった場合は、都市整備部で受付を行い、敷地の範囲や敷地面積、所有者等を確認後、提供受付リストを作成する。  (3) 略</p>	<p>担当業務の整理 に伴う修正</p>		

旧頁	旧	新	備考
<p>第1部 第2章第33節 住宅応急対策 計画 P201</p>	<p>(4) 建設型応急住宅に関する事務フロー</p>	<p>(4) 建設型応急住宅に関する事務フロー</p>	<p>担当業務の整理 に伴う修正</p>
<p>第1部 第2章第35節 民生安定のた めの緊急措置 に関する計画 P216</p>	<p>11. <del>子ども医療費</del>心身障害者医療費及び母子・父子家庭医療費助成における特例 〔健康福祉部、子供未来部〕</p> <p><del>子ども医療費</del>心身障害者医療費及び母子・父子家庭医療費助成事業においては、所得制限により対象外世帯でも、災害により所得が著しく減少し、生活に困窮している場合に、これらの事情を勘案して医療費助成の対象とすることができる。</p>	<p>11. 心身障害者医療費及び母子・父子家庭医療費助成における特例 〔健康福祉部、子供未来部〕</p> <p>心身障害者医療費及び母子・父子家庭医療費助成事業においては、所得制限により対象外世帯でも、災害により所得が著しく減少し、生活に困窮している場合に、これらの事情を勘案して医療費助成の対象とすることができる。</p>	<p>子ども医療費助成制度の所得制限の撤廃による対象者拡大のため</p>
<p>第1部 第2章第35節 民生安定のた めの緊急措置 に関する計画 P221</p>	<p>25. 人員体制について</p> <p>東日本大震災時の経験を踏まえ、災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金、災害見舞金の支給、災害援護資金の貸付、義援金の配分、罹災証明書の発行に係る業務について、大規模災害時においても迅速かつ適切に実施できるよう、他部からの応援も含め職員体制等を整備する。</p>	<p>25. 人員体制について <u>〔<del>災対本部事務局</del>、<del>財政部</del>、<del>健康福祉部</del>、<del>消防部</del>、<del>各部</del>、<del>区本部</del>〕</u></p> <p>東日本大震災時の経験を踏まえ、災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金、災害見舞金の支給、災害援護資金の貸付、義援金の配分、罹災証明書の発行に係る業務について、大規模災害時においても迅速かつ適切に実施できるよう、他部からの応援も含め職員体制等を整備する。</p>	<p>所管部署の明記</p>

旧頁	旧	新	備考
<p>第2部 第2章第2節 海上災害対策 P232-233</p>	<p>2. 宮城海上保安部の海上災害予防対策〔宮城海上保安部〕</p> <p>(1) 船舶の安全な運航等の確保 ア 略 イ 港内における航行管理、海上交通情報提供等の実施 ウ～オ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 訓練 防災関係機関、石油関係事業者及び港湾管理者等の協力を得て、大規模海難や危険物等の大量<del>排出</del>を想定し、相互に連携した実践的な訓練を実施し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにして、必要に応じて体制等の改善を行う。</p>	<p>2. 宮城海上保安部の海上災害予防対策〔宮城海上保安部〕</p> <p>(1) 船舶の安全な運航等の確保 ア 略 イ 港内、<u>狭水道等船舶交通のふくそうする海域</u>における航行管理、海上交通情報提供等の実施 ウ～オ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 訓練 防災関係機関、石油関係事業者及び港湾管理者等の協力を得て、大規模海難や危険物等の大量<del>流出</del>を想定し、相互に連携した実践的な訓練を実施し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにして、必要に応じて体制等の改善を行う。</p>	<p>宮城県地域防災計画と整合</p> <p>宮城県地域防災計画と整合</p>
<p>第2部 第2章第2節 海上災害対策 P234</p>	<p>2. 宮城海上保安部の海上災害応急対策〔宮城海上保安部〕</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 海難救助等 ア 船舶の海難、海上における人身事故が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等によりその搜索救助を行う。 イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇等により消火活動を行うとともに航空機により状況調査を実施し、必要に応じて関係機関等に協力を要請する。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>排出油</u>等の防除 船舶又は海洋施設<del>その他の施設</del>から海上に大量の油等が<del>排出された</del>ときは、次に掲げる措置を講ずる。 ア 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、船艇及び航空機により、<u>排出油</u>等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。 イ 防除措置を講ずべき者が、<u>排出油</u>等の拡散防止、防除等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。 ウ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合、状況に応じ、巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。</p>	<p>2. 宮城海上保安部の海上災害応急対策〔宮城海上保安部〕</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 海難救助等 ア 船舶の海難、海上における人身事故が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機を<del>発動させるとともに、必要に応じて特殊救難隊及び機動防除隊を対応させるほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関を活用して</del>その搜索救助を行う。 イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに航空機により状況調査を実施し、必要に応じて<u>特殊救難隊及び機動防除隊を対応させるほか、</u>関係機関等に協力を要請する。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>流出油</u>等の防除 船舶又は海洋施設<del>等</del>から海上に大量の油等が<del>流出した</del>ときは、次に掲げる措置を講ずる。 ア 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、船艇及び航空機により、<u>流出油</u>等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。 イ 防除措置を講ずべき者が、<u>流出油</u>等の拡散防止、防除等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。 ウ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合、状況に応じ、<u>海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等</u>に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について</p>	<p>宮城県地域防災計画と整合</p> <p>宮城県地域防災計画と整合</p>

旧頁	旧	新	備考
<p>第2部 第2章第2節 海上災害対策 P234-236</p>	<p>エ 略 オ 危険物が<del>排出された</del>ときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災発生の防止、航泊禁止措置、又は避難指示を行う。 カ 略 (5) 海上交通安全の確保 <del>海上における治安を維持</del>するため、次に掲げる措置を講ずる。 ア～カ 略 (6) 危険物の保安措置 危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずる。 ア～イ 略 ウ 危険物施設については、危険物<del>排出</del>等の事故を防止するために必要な指導を行う。</p>	<p>協力を要請する。 エ 略 オ 危険物が<u>流出した</u>ときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災発生の防止、航泊禁止措置、又は避難指示を行う。 カ 略 (5) 海上交通安全の確保 <u>海上交通の安全を確保</u>するため、次に掲げる措置を講ずる。 ア～カ 略 (6) 危険物の保安措置 危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずる。 ア～イ 略 ウ 危険物施設については、危険物<u>流出</u>等の事故を防止するために必要な指導を行う。</p>	<p>宮城県地域防災計画と整合  宮城県地域防災計画と整合</p>
<p>第2部 第2章第6節 大規模火災対策 P263</p>	<p>3. 消防部が行う措置 (1) <del>警防本部の設置</del> 被害が拡大または多発のおそれがある場合は、<del>警防本部を設置し</del>、効果的な消防活動と情報収集体制を確保する。</p>	<p>3. 消防部が行う措置 (1) <u>警戒体制の強化</u> 被害が拡大または多発のおそれがある場合は、<u>警戒体制を強化するなどして</u>、効果的な消防活動と情報収集体制を確保する。</p>	<p>警防本部は常時設置であることに伴う記載の適正化</p>